

職業能力開発促進法施行規則（昭和４４年労働省令第２４号）第６６条第３項の規定により、令和７年度前期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

令和７年３月４日

群馬県知事 山 本 一 太

1 実施職種

次に掲げる等級の区分に応じ、次に定める職種とする。なお、実施する作業については、職能協会が発行する案内書に記載のとおりとする。

- (1) １級及び２級 造園、鑄造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及びフラワー装飾
- (2) ３級 園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾
- (3) 単一等級 路面標示施工

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和７年６月１０日（火）から同年９月９日（火）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和７年６月３日（火）に職能協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○３級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和７年７月１３日（日）
○１級及び２級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 ○３級 金属熱処理	令和７年８月２４日（日）
○１級及び２級 粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工	令和７年８月３１日（日）
○１級及び２級 鑄造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 ○単一等級 路面標示施工	令和７年９月７日（日）

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成１２年群馬県条例第６８号）別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定する口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない（ただし、試験を実施しない場合を除く。）。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類（運転免許証、保険証の写し等）

ウ 郵便振替払込受付証明書（裏面貼付提出用）

エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒３７２－０８０１ 群馬県伊勢崎市宮子町１２１番地の１ 群馬県職業能力開発協会 電話０２７０－２３－７７６１

(3) 受付期間 令和７年４月７日（月）から同月１８日（金）まで。原則郵送での受付とし、受付期間内の消印のあるものに限り有効とする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会で交付する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、職能協会ホームページの受検案内・受検申請書等送付依頼フォームから申し込むこと。

また、申請書及び案内書のダウンロードを希望する場合は、職能協会ホームページを参照すること。

イ 申請書を郵送する場合は、提出書類を同封の上、簡易書留で送付すること。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者（金属熱処理を除いた３級職種に係るものに限る。）の受検番号は令和７年８月２９日（金）に、技能検定合格者（１級、２級、３級（金属熱処理に限る。）及び単一等級職種に係るものに限る。）の受検番号は同年１０月１日（水）にそれぞれ群馬県ホームページに掲載する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 １級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、２級及び３級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、１級、２級、３級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 受検手数料の減免措置

(1) 若年者に対する実技試験受検手数料の減免措置について、対象者を以下のとおりとする。

３級を受検する２３歳未満の者

(2) 当該減免措置の対象者のうち、雇用保険被保険者については、その証明として受検申請時に上記５(1)に加えて以下のいずれかの書類を提出すること。

ア 雇用保険被保険者証の写し

イ 直近の給与明細の写し

ウ 就労証明書

8 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話 0 2 7 - 2 2 6 - 3 4 1 4）又は職能協会に問い合わせること。